

野田村国民宿舎設置条例(昭和47年野田村条例第21号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 住民及び一般利用客に対し健全な保健休養のための場を提供し、あわせて観光の振興に寄与するため、国民宿舎を設置する。

(名称及び位置)

第2条 国民宿舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 国民宿舎えぼし荘

位置 野田村大字玉川第2地割62番地28

(業務)

第3条 国民宿舎えぼし荘(以下「えぼし荘」という。)において行う業務は次のとおりとする。

(1) 宿泊、飲食、その他必要に応じ休養のためその利用に供すること。

(2) 観光の推進に寄与すること。

(指定管理者による管理)

第4条 えぼし荘の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にえぼし荘の管理を行わせる場合における第8条から第10条まで及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「村長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) えぼし荘の利用の許可に関する業務

(2) えぼし荘の利用料に関する業務

(3) えぼし荘の施設、設備の維持及び管理に関する業務

(4) えぼし荘で行う事業に関する業務

(5) 前各号に掲げる業務のほか、えぼし荘の管理及び運営に関する業務

(休業日)

第6条 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、村長の承認を得てえぼし荘の休業日を定めることができる。

(利用時間)

第7条 指定管理者は、村長の承認を得てえぼし荘の利用時間を定めることができる。

(利用の許可)

第8条 えぼし荘を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、村長の許可を受けなければならない。

(指示)

第9条 村長は、えぼし荘の安全と秩序ある運営を図るため、利用者に必要な指示を行うことができる。

(利用の制限)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

(1) 利用者が秩序を乱し、又は風紀を害するおそれがあるとき。

(2) 利用者がえぼし荘の施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) えぼし荘の管理上支障を来すおそれがあると認められるとき。

(4) その他村長が利用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第11条 利用者は、次に掲げる利用につき利用料金を納付しなければならない。

(1) 宿泊料その他利用料金は、別表第1から別表第5までに掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内で、村長が定める額とする。

(2) 前号に定めるもの以外の注文を受けた場合は、村長が定める額とする。

(3) 指定管理者がえぼし荘を管理する場合において、前2号の規定の適用については、これらの規定中「村長が」とあるのは「指定管理者があらかじめ村長の承認を得て」とする。

(利用料金の収受)

第12条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ村長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用許可の取消し等)

第14条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は村長の指示した事項に違反したとき。

- (2) [第10条各号](#)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他村長において必要があると認めるとき。
- 2 [前項](#)の規定により利用許可を取り消した場合に生じた利用者の損害については、村長はその責めを負わない。  
(損害賠償)
- 第15条 利用者は、その責めに帰すべき理由によりえぼし荘の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

- 附 則
- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 野田村国民宿舎使用料条例(昭和48年野田村条例第6号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行前に、えぼし荘の利用の申し込みをしている者に係る利用料金については、なお、従前の例による。
- 附 則(平成26年3月19日条例第4号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年8月9日条例第3号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 別表第1(第11条関係)  
宿泊料

| 区分                   | バス・トイレ付                     |        | 一般室    |        | 別館     |                                     |
|----------------------|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|-------------------------------------|
|                      | 食事付                         | 素泊     | 食事付    | 素泊     | 食事付    | 素泊                                  |
| 大人(中学生以上の者をいう。以下同じ。) | 6,310円                      | 7,120円 | 4,110円 | 4,840円 | 4,920円 | 1棟当たり15,730円<br>3人目から1人当たり2,110円を加算 |
| 小学生                  | 5,450円                      | 6,290円 | 3,250円 | 4,160円 | 4,090円 |                                     |
| 幼児                   | 無料。ただし、独立して寝具を使用した場合は1,560円 |        |        |        |        |                                     |

- 備考
- 1 食事付の場合は、[別表第3](#)に掲げる食事料を加算した額とする。
- 2 宿泊利用者の利用は、午後4時から翌日の午前10時までとする。
- 3 2に定める時間外に利用する場合は、[別表第4](#)に掲げる休憩に係る利用料等の個室利用料を加算した額とする。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、到着日及び出発日を除く滞在期間については、無料とする。
- 別表第2(第11条関係)  
シーズン料金

| 区分   |                | 加算額                               |
|------|----------------|-----------------------------------|
| 夏季   | 7月20日～8月31日    | 大人1人当たり1,100円以内<br>小学生1人当たり880円以内 |
| 年末年始 | 12月28日～翌年の1月5日 |                                   |
| 休前日  | 休日の前日          |                                   |

- 備考
- 1 上記シーズン料金を宿泊料に加算できるものとする。
- 2 「休日」とは、日曜日、[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日をいう。
- 別表第3(第11条関係)  
食事料

| 区分     | 朝食   | 夕食     |
|--------|------|--------|
| 大人・小学生 | 940円 | 2,200円 |
| 幼児     | 実費   |        |

- 備考 宿泊者の要望により別館に配膳を行った場合又は宴会の場合は、朝食時210円、夕食時520円の配膳手数料を加算する。
- 別表第4(第11条関係)  
休憩に係る利用料等

| 区分 | 個室利用料 | 入浴料 |
|----|-------|-----|
|----|-------|-----|

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 大人  | 1, 370円 | 400円 |
| 小学生 | 1, 260円 | 200円 |
| 幼児  | 無料      |      |

備考

- 1 個室利用料は個室を利用して休憩する者に適用する。
- 2 個室の利用時間が4時間を超える場合は、1時間につき150円を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 宿泊者及び個室利用者の入浴料は無料とする。

別表第5(第11条関係)

広間等利用料

| 区分                   |         | 4時間以内の場合 |         | 4時間を超える場合 |         |
|----------------------|---------|----------|---------|-----------|---------|
|                      |         | 一般利用     | 冷房・暖房利用 | 一般利用      | 冷房・暖房利用 |
| 大広間、大会議室             | 土曜日及び休日 | 4, 400円  | 5, 500円 | 5, 500円   | 7, 700円 |
|                      | その他の日   | 3, 300円  | 4, 400円 | 4, 400円   | 6, 600円 |
| 別館                   | 土曜日及び休日 | 4, 190円  | 6, 290円 | 6, 290円   | 9, 430円 |
|                      | その他の日   | 3, 140円  | 4, 710円 | 4, 710円   | 7, 070円 |
| 小広間、小会議室、結婚式場、写場、美容室 | 土曜日及び休日 | 3, 300円  | 4, 400円 | 3, 860円   | 4, 960円 |
|                      | その他の日   | 2, 200円  | 3, 300円 | 3, 300円   | 4, 400円 |

備考 「休日」とは、日曜日、[国民の祝日に関する法律](#)に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。